

令和3年

第2回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間

自 令和3年6月9日

至 令和3年6月10日

月 日	曜日	会議、休会、その他
6月9日	水	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
6月10日	木	本会議(一般質問、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和3年第2回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	令和3年6月9日	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃	承認
報告第1号	令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
報告第2号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
議案第23号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第24号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第25号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第26号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第27号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第28号	伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第29号	伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第30号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第31号	工事請負契約について	令和3年6月10日	原案可決
発議第1号	伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則	〃	原案可決
発議第2号	沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望決議	〃	原案可決
発議第3号	米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議	〃	原案可決

令和3年第2回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和3年6月9日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和3年6月9日	10時28分	議長	宮城安志
	散会	令和3年6月9日	16時12分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

6番	東江源也	7番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	書記	島瑞紀
--------	------	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和3年6月9日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
専決処分の承認を求めることについて
専決処分の承認を求めることについて
伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例
伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

令和3年6月9日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	報告第1号	令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
7	報告第2号	令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
8	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
10	議案第28号	伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例
11	議案第29号	伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
12	議案第30号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
13	議案第23号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
14	議案第24号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
15	議案第25号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
16	議案第26号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
17	議案第27号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）

議長（宮城安志）

ただいまから令和3年第2回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時29分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番東江源也議員及び7番伊禮正徳議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日6月9日から10日の2日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月9日から10日の2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。令和3年3月1日から令和3年5月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告といたします。

3月2日（火曜日）、北部広域圏事務組合議会第57回定例会及び北部市町村議会議長会第4回定例会総会が北部会館であり、参加いたしました。

3月12日（金曜日）、第1回定例会が招集され、6日間の日程で一般質問5件、議案17件、同意1件など、計23件の議案審議を行いました。

4月2日（金曜日）、公事清明祭が「玉御殿」で催されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小し、清明祭が開催され、全議員ではなく自

主参加にいたしました。

4月12日、令和3年度いぜな88トライアスロン大会実行委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第34回いぜな88トライアスロン大会の開催については、沖縄県の感染状況を踏まえ、5月31日に再度実行委員会を開催し、決定することになりました。

また同日、いぜな尚円王まつりについても同様に審議決定いたしました。

4月15日、もずく拠点産地認定記念グラウンドゴルフ大会が臨海公園で開催され、議会チームで参加いたしました。

5月11日（火曜日）、北部市町村議会議長会第1回理事会定例総会に参加いたしました。

5月19日、広報調査特別委員会が開催され、議会だよりについて最終の校正編集を行いました。

5月20日、令和3年度第33回伊是名村商工会通常総会が開催され、副議長が参加し、祝辞を述べました。

5月31日、令和3年度いぜな尚円王まつり実行委員会・運営委員会合同会議及びいぜな88トライアスロン大会実行委員会専門部会合同会が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第34回いぜな88トライアスロン大会の開催、尚円王まつりの開催について、沖縄県のイベント等実施ガイドライン及び沖縄県内の新型コロナウイルス感染症が収まらない中での開催は困難との意見が多数あり、令和3年度は尚円王まつり及びトライアスロン大会は中止と決定いたしました。

村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和3年1月分から3月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。

また、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書が提出されており、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年第2回定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集下さいます。有難うございました。

さて、県内では新型コロナウイルス感染症が5月の連休明けから連日のように200人から300人超えの感染者が続出し、全国でも東京都を除いてはワースト1という大変不名誉な状況下にあることはご案内のとおりであります。

本村においても感染者が発生してしまい、危機感をもって村対策本部を中心に全職員と関係者総出で取り組んできているところであります。

去った5月と6月の2回にわたるワクチン接種にあたっては、当初65歳以上の高齢者を予定しておりましたが、県のご配慮により16歳以上の全村民を対象にワクチンが配分されました。県当局のご配慮に感謝しているところであります。

接種にあたっては、16歳以上の対象者が1,105人で859人、77.7%が接種しており、ひとまず安堵しております。

また、接種会場での受け入れ体制が万全で混乱なく大変スムーズに接種を受けることができたということで、多数の村民からお褒めと激励の言葉をいただき、大変嬉しく思っております。

医療従事者の皆様や会場設営から受付、案内誘導等、職員や関係者の皆さんには大変ご苦勞していただきました。この場をお借りして心から感謝とご苦勞を申し上げる次第であります。

今後、12歳以上15歳までを対象にワクチン接種を実施する予定でありますので、まだ接種していない村民には、その機会にもれなく接種するよう奨励に努めてまいりたいと考えています。

ご承知のように、県内でも新型コロナウイルス感染症拡大に加えて、変異株が流行拡大の状況にあることから、今後とも気を緩めることなく、3密をはじ

め、新たな生活様式のもと、島外往来等、不要不急の外出自粛を村民に強く呼びかけてまいりたいと考えています。

むすびに、新型コロナウイルス感染症並びに変異株感染拡大を抑えるため、村対策本部並びに関係者が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても感染予防対策にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和3年3月1日から令和3年5月31日までの行政報告をいたします。

なお、主な点だけ読み上げてご報告し、あとはお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

まず1ページ、3月5日（金曜日）、菅総理が新型コロナウイルス感染症防止に係る1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の緊急事態宣言を3月7日から3月21日まで延長することを発出しております。

3月10日（水曜日）、県立高校合格発表、本村の中学生13名全員が合格したという朗報がありました。

3月12日（金曜日）、第1回定例議会が招集され、3月12日から3月17日まで6日間の予定で行われました。

2ページお願いします。名嘉治市氏が令和2年度沖縄県農林漁業賞受賞伝達式及び全国漁業者功労表彰受賞報告のため、来訪いたしております。

3月17日（水曜日）、医療従事者等、コロナウイルスワクチン接種を1回目行いました。

3月31日（水曜日）、退職者辞令交付式を公室で行いました。前年度は、定年退職者が1名、普通退職者が2名おりました。

4月1日（木曜日）、令和3年度開始式を行いました。

4月7日（水曜日）、医療従事者等、コロナウイルスワクチン接種2回目を行いました。

3ページお願いします。4月12日（月曜日）、まん延防止等重点措置指定、6都府県（東京都、京都府、沖縄県、大阪府、兵庫県、宮城県）でありました。

国のまん延防止等重点措置指定を受け、玉城知事は沖縄県の対処方針として、本

島内9市に4月12日から5月5日までの間、営業時間の短縮、不要不急の外出自粛を要請、また、その他の全市町村に対しても9市に準ずる要請を発出しております。

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いました。内容は、以下のとおりであります。

また同日、令和3年度いぜな尚円王まつり実行委員会、令和3年度いぜな88トライアスロン大会実行委員会の総会が行われました。

4月13日（火曜日）、4月定例庁議を行いました。内容は、以下のとおりであります。

4ページお願いします。4月15日（木曜日）、村内で、新型コロナウイルス感染症疑いのある方が確認され、北部病院に移動し、PCR検査を実施し、北部地区療養施設に入院いたしました。

4月16日（金曜日）、第21回新型コロナウイルス感染症対策会議が開かれました。内容は、以下のとおりであります。

4月18日（日曜日）、伊是名村新型コロナウイルス感染症PCR検査を10時から12時まで行いました。これには北部病院の篠原医師が対処いたしております。

4月19日（月曜日）、第22回新型コロナウイルス感染症対策会議が開かれました。内容は、以下のとおりであります。

5ページをお願いします。4月20日（火曜日）、いぜな島観光協会中川貞光会長と上間美卓事務局長が来訪しまして、1. 観光協会の現状と今後の運営について。2. 尚円王マラソン大会の継続等についてお話をされました。なお、説明の内容については以下のとおりであります。

同日、伊是名村建設業協会から文書で本協会活動への支援要望を受けました。内容は以下のとおりであります。

6ページをお願いします。4月21日（水曜日）、本村では、新型コロナウイルス感染症予防のための65歳以上の高齢者向けワクチン接種を5月15日実施する予定でありましたが、県から16歳以上の全村民を対象とした800人分のワクチンを確保したという連絡があり、そのことを受け、ワクチン接

種を、1回目は、5月15日と5月16日、2回目を、6月5日と6月6日に実施することといたしました。

また、実施にあたりましては、4月26日、27日、28日の3日間、各字説明会と予約受付を予定いたしました。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の調整会議を行いました。

今回は、配分予定額が4,704万6千円でありました。事業については、以下のとおりであります。

4月23日（金曜日）、令和3年度沖縄振興拡大会議Web会議が開かれ、それには宮城議長と私が参加しました。

7ページお願いします。4月25日（日曜日）、4都府県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）に、3度目となる「緊急事態宣言」が発令され、期間は4月12日から5月11日までとなっております。

4月26日（月曜日）、新型コロナウイルス感染症集団接種各字説明会並びに予約受付を開始いたしております。4月26日が勢理客、伊是名、4月27日が内花、諸見、4月28日が仲田という順でありました。

4月27日（火曜日）、玉城知事は、まん延防止等重点措置として県内10市を含む全市町村に対し、5月11日まで延長し、営業の時短要請を行うとともに、食品卸売業やレンタカー業等も支援する方針を明らかにいたしました。

4月28日（水曜日）、27日に明らかにした方針について、玉城知事は、まん延防止等重点措置を、10市に5町、「北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町」を追加して、5月11日まで延長すると発表いたしました。

8ページをお願いします。4月30日（金曜日）、第23回新型コロナウイルス感染症対策会議を開きました。内容は、以下のとおりであります。

5月5日（水曜日）、「まん延防止等重点措置」指定最終日の5月5日を5月11日に延長、県内全市町村の飲食店等に営業時間短縮を要請いたしております。

5月11日（火曜日）、まん延防止等重点措置指定、4月12日から5月11日を5月31日まで延長するということを発令しております。

同日、定例庁議が行われました。内容は、以下のとおりであります。

9ページお願いします。また同日、第24回新型コロナウイルス感染症対策会議を開きました。内容は、以下のとおりであります。

5月15日（土曜日）、第1回新型コロナワクチン集団接種1日目を行い、5月16日（日曜日）、第1回新型コロナワクチン集団接種2日目を実施いたしました。

5月18日（火曜日）、5月15日、5月16日、2日間の伊是名村新型コロナワクチン接種実績について住民福祉課長の方から報告がありました。

65歳以上高齢者が462人に対し348人接種、接種率75.3%。16歳以上64歳まで643人に対し452人接種し、接種率が70.3%。16歳以上全村民、これは村外の住民も含めて1,115人に対し、接種者が810人、接種率72.6%という報告がありました。

10ページお願いします。5月21日（金曜日）、村内で、新型コロナウイルス感染症新規感染者が発生してしまいました。

5月23日（日曜日）、濃厚接触対象者5人のPCR検査を実施しました。特措法に基づく緊急事態宣言に沖縄県が追加され、期間は5月23日から6月20日までというふうになりました。

5月24日（月曜日）、第25回新型コロナウイルス感染症対策会議が開かれました。内容は、以下のとおりであります。

5月30日（日曜日）、フェリーいぜな尚円、中間検査のためドック入りをしました。期間は、5月30日から6月13日までとなっております。

なお、その間、フェリーいへやⅢを用船いたしまして、1日1便運航といたしております。

5月31日（月曜日）、令和3年度いぜな尚円王まつり実行委員会と運営委員会の合同会議が開かれまして、本年度の尚円王まつりは、コロナ感染症の影響が見込まれ、中止というふうに決定いたしました。

また同日、令和3年度いぜな88トライアスロン大会実行委員会と専門部会の合同会議が開かれまして、その中においても同様にコロナ感染拡大のため中止というふうに決定いたしております。

以上が、令和3年3月31日から令和3年5月31日までの行政報告であります。よろしくお願いをいたします。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。全議員による村内視察については、6月10日午前9時30分より行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、6月10日午前9時30分より全議員による村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6

報告第1号・令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第1号・令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、繰越明許費の繰越計算書については、別紙のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

まず、一般会計の繰越は去った3月定例会でやりました地元産品活用支援事業、この中の備品の扱いですけど、この備品が一部年度内に納品が困難となり、不測の事態を要したと。

工事関係でしたら、繰越事業達成する見込みがないと大体予想されますが、この備品で一部遅れた理由、あるいはこの備品関係はすべて作られたものを想定して契約をやりますが、今回、僕ら議決したのは4台、瞬間冷凍機、凍結乾燥機の2台、2台で4台だったんですが、一部納品されている備品もあるわけでしょう、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。この事業については、議員おっしゃるとおり、補正において対応して、その時点でメーカーさんの方で3月納品がぎりぎりであると想定されるということであったんですが、3月を迎えた時点では間に合わせきれないという回答がございました。

詳細は、乾燥機については納品できると、冷凍機については4月まで食い込む可能性があるということで報告がありまして、それで繰越の手続きを踏んだということであります。

納品については、一部納品は可能ではあったんですが、すべて繰越手続きしましたので、すべて4月に納品していただいたということでございます。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

再開します。

5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

先程言ったように工事関係の繰越部分は大体予想されます。この備品関係で、これほど遅れるというのはちょっとどうかという疑義を持つものですから、あえて質問しました。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第1号・令和2年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7

報告第2号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第2号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、繰越計算書の内容については、別紙のとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これで、報告第2号・令和2年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前 10時59分

再開 午後 1時58分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8

承認第1号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第1号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、提案理由につきましては、処分書を読み上げて提案理由とさせていただきます。

専決処分第1号、専決処分書（伊是名村税条例）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）は令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊是名村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、伊是名村長 前田政義でございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号・専決処分の承認を求めることについて、専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第9

承認第2号・専決処分の承認について(伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例)を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

承認第2号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を改正したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の承認を求めます。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和3年3月31日に適用期限が到来した沖縄振興特別措置法に基づく課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度について、適用期限を1年間延長する為条例を改正する必要がある、本案を提出するものであります。

なお、専決処分書の写し等についても添付してございます。よろしくお願いたします。

議長(宮城安志)

提案説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時09分

議長（宮城安志）

再開します。

議案に入る前に承認第2号の1枚目、見出しのところの一番最初に専決処分の承認を求めることについて、それが抜けておりましたので、皆さんの了解が得られれば、これを挿入するというので、あとで原本を差し替えますので、総務課長、それでよろしいでしょうか。

再度、総務課長に説明を求めます。総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

議長からありましたように承認第2号、いまお手元にあるものでは、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例となっておりますが、正しくは承認1号の方をちょっとご覧になっていただきたいと思えます。

承認1号の方、専決処分の承認を求めることについてということになりました、括弧で伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例というのが正しいということになります。

タイトルの方と、この中段にあります3行部分、伊是名村固定資産税のから始まりまして、承認を求めますも削除です。また、提案理由の方も削除ということになります。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時39分

議長（宮城安志）

再開します。

承認第2号について、総務課長より訂正の申し出があります。それを許します。総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

重ねてお詫び申し上げます。いまお配りした承認第2号の原本2部の差し替えをお願いしているところであります。

それから承認第2号の1ページの専決処分書の方が第3号となっておりますけれども、これも2号の方に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

それからもう1点、先程の議案第30号の方ですけれども、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、3行目の方の項の次に第1号が挿入され、2行目の第96条第1項第1号の規定によりが正しくなりますので、よろしく願います。

上から2段目、伊是名村国民健康保険税条例から始まる場所の3行目の項の規定によりとありますが、正しくは項第1号の規定によりとなります。以上です。大変申し訳ございませんでした。

議長（宮城安志）

それでは説明を終えたばかりではありますが、訂正いたしましたので、先の説明を取り消して、再度村長へ説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

私共の手違いで大変ご迷惑をおかけしました。お詫びを申し上げます。改めて、承認第2号についての説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、専決処分書の第3号とありましたのを第2号に訂正をよろしく願います。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この条例改正案は、先程取消しする前の村長の言い分は、日切れ法案ということで議会を招集する暇がないということだったんですが、この条例の中身を見ますと、本来、改正前、例えば第3条の改正部分、平成33年3月31日までが令和4年3月31日までに改正するということであるわけですから、今回でなくても令和になって改正された時点で本来改正すべきであったと思うわけなんですけど、その辺いかがでしょうか。

既に令和3年になっているわけですよ。この改正前は平成33年3月31日までということになっているわけです。既に平成は過ぎて、令和になってもう3カ年になるわけですけど、その令和になった時点の間近で、この条例を改正すべきだったということで解釈したいんですけど、どうなんでしょうか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま東江議員のご質問は、平成を令和に直すべきだったという質問でよろしいですか。

この年号については修正することなく、期間が終わるまではそのままがいいというふうに私は解釈しておりまして、あえて令和の新しい年号に直す必要はないのではないかと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時53分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

理解しました。期間が1年延びたということで、既に令和になって3年にな

るわけですから、その間にも平成を令和に直すべきだったという質疑だったんですが、私たちの例規集を見ますと、まだ直されていないのがいっぱいあるんですけど、これも含めて適正な例規集の改正をひとつよろしくお願いします。以上で終わります。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第10

議案第28号・伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第28号・伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村総合計画審議会条例（平成7年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、第4次伊是名村総合計画の最終年度の節目となり、新たに第5次伊是名村総合計画等策定にむけ第4次総合計画の評価及び審査、並びに新たな計画策定に伴う審査等を行う上で委員の人数等の一部を改正する必要があり、本案を提出するものであります。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。この件については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第28号・伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号・伊是名村総合計画審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第29号・伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第29号・伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、行政手続における書面、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、審査申出書への押印不要及び口頭審理において申出人が提出する口述書への署名押印を不要とし、村民等の負担軽減を図るため、この条例を提出するものであります。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

議案説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第29号・伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号・伊是名村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第30号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第30号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村国民健康保険税条例（昭和48年伊是名村条例第11号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和3年6月9日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令264号）の改正（令和3年1月1日施行）に伴い、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、本案を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

これから議案第30号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時14分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第13

議案第23号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第23号の提案理由の説明をいたします。

議案第23号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ994万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,411万円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で1,007万9千円の減、15款県支出金で1,316万2千円の増、17款寄附金で59万9千円の増、19款繰越金で財源確保のため817万円の増、20款諸収入で1,250万円の減、21款村債で930万円の減額となっております。

その主な内容としまして、14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金にて補助配分額の減額、15款県支出金では、離島廃棄物適正処理促進事業補助金の計上や沖縄振興特別推進市町村交付金の財源補正、17款寄附金で一般寄附金による増額、20款諸収入でプレミアム付商品券販売収入の減額、21款村債で事業費の減に伴う借入の減額やイベントの中止による減額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で463万3千円の減、3款民生費で1,207万円の増、4款衛生費で1,024万2千円の増、5款農林水産業費で1,007万7千円の減、6款商工費で367万9千円の減、7款土木費で19万1千円の増、8款消防費で248万1千円の増、9款教育費で54万3千円の減、17款諸支出金で2,500万円の減額となっております。

その主な内容としましては、2款総務費では人事異動により人件費の増額や沖縄振興特別推進交付金費でイベントの中止による減額となっております。

3款民生費では人件費等増額、低所得の子育て世帯に給付金を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を計上しております。

4款衛生費では、離島廃棄物適正処理促進事業にて一般廃棄物処理場で粗大ごみ等の大型廃棄物の分別作業に使用する重機の購入費用の計上や特別会計への繰出金の減額補正となっております。

5款農林水産業費では、人件費の減額、農業振興費にて、さとうきび優良種

苗安定確保事業の増、リサイクル施設費にて自走式破碎機修繕費用の増となっております。

6 款商工費では、人件費の減額、いぜん尚円王まつりの中止に伴う補助金の減額となっております。

7 款土木費では、人件費等の増額、道路新設改良費にて補助配分額の減額による事業費の減額となっております。

8 款消防費では、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業により、消防団の災害対応能力の向上を図るため、資機材購入費の計上となっております。

9 款教育費では、人件費の減額や幼稚園費にて修繕費の増、給食センター運営費にて備品購入費の増額となっております。

1 2 款諸支出金では、船舶運航事業にて人件費等の減額や令和 2 年度繰越金の計上等により、一般会計からの繰出金を減額しております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 3 年度伊是名村一般会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めらるるものであります。令和 3 年 6 月 9 日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

まず、1 4 ページの雑入のプレミアム付商品券販売収入、これが当初予算で 2, 5 0 0 万円計上されていたのが 1, 0 0 0 万円の減額ということになっております。これが反映されるのが歳出では 2 2 ページの交付金で 1, 2 5 0 万円ということになっておりますが、これが減額になった理由をご説明できませんでしょうか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。この地域応援プレミアム付商品券事業、当初プレミアム率50%、5千円で7,500円の商品が買えるような券を予定していたんですけれども、もう少し住民に還元できるようにということで、プレミアム率100%、2,500円で5千円分、倍のプレミアム率100%に計上しております。

それでこれが減っている理由として、住民負担が本来5千円負担して2,500円プレミアムがついていたんですが、いまは2,500円の負担で5千円の商品になるということで、この減った分というのは住民が負担する分が1,250万円減っているということになります。以上が説明になります。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時24分

議長（宮城安志）

再開します。

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

理解しました。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

商工費の設備の件について関連して質疑したいと思います。内花区の防災無線の器具の不具合が最近生じておるようでありますが、地元の区長さんの方からも確か役場の方に修繕を求める要望も来ているかと思えますけど、なかなかそれが修繕に至ってなくて、その辺りも今回で計上しているのか。

それと各家庭に受信機を何年か前に新しく整備されたんですけれども、その受信不具合が何件かあるようで、そのあたりも継続して修繕対策しているのか聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。内花の無線機については、先週業者さん呼んで点検させたところ、中にある本体といいますか、基盤というのがございまして、さらにまたその奥の方にもいろいろと設備がありまして、それを一旦本島に持ち帰らないと中の不具合の方が確認できないと、そうした場合、これから迎えるコロナのワクチン接種とかもございましたので、それを島外の方に修理を持ち出すと、放送が受けられなくなるということもありまして、まずは代替品がないかということで、それも並行しながら修理にかかる費用の見積をいま行っているところであります。

それが確定すればまた補正なりで修繕できるように対応はしたいと思っております。

また、個別受信機については、3件ほど一緒に点検してもらったところ、電波の受信が悪いということで、アンテナを設置すると可能だということで、在後もありますので、そのアンテナを購入して、その辺も併せて工事して、いま聞こえづらいという3件に関してはアンテナの方を設置して対応したいと思っております。

今後もアンテナの方は購入して、各区の方からたまたま聞こえづらいとか、そういうふうな症状が出るということなので、そこら辺も含めて点検していただいて受信できるようにしていきたいと思っております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

大変よくわかりました。しかし、いま答弁によると並行して対策していこうという意気込みは感じられるんですけど、実際に村民の何名からお叱りを私も受けたことはあるんですけど、少なくとも大きい受信機の方は修繕かかるということは、どうしようもないことであると思っておりますけれども、子機の方は最低限でも聞き具合が悪かったら、早急に対策もやって、情報の共有もできないと

ころも大変遺憾だなというふうにも感じられますので、区長さん通して、各字、子機の受信機の不具合がないかどうか、そのあたりも調査された方がいいかなと私は思うんですけれども、ぜひ、そのようにやっていただきたいと強く思います。

それから別件ですけど、いまコロナ禍の時代で密を避けなさいというおふれも国、県も通して、もちろん本村もそうではありますが、大変感染者がなかなか全国減らないという状況の中ですけど、教育長、学校予算を統括している中、運動会も実施するような話も聞こえておりますが、そのあたりはどういう対策でやっていくのか。もちろん運動会を開催すれば、そこに見に来る人も父兄以外にもいらっしゃるかと思うわけでありましてけれども、感染予防にはどうなのかなと、もちろん周りの飲食店とか、また、沖縄全体、あるいは全国で密を避けなさい。サービス業も相当自粛している中で、そういったものはどうかという村民の声も聞こえるわけでありましてから、そのあたりどうなのか聞かせて下さい。

それとあと一つ、ナイターソフトボール大会、これも同じく教育長のところで管轄するかと思うんですけど、これも以前ソフトボールを申込みするよう放送していたところだと思うんですけど、やるのかやらないのか、放送がいきなり止まったので、見通しがよくわかりませんが、内容的には同じ内容だと思っておるところでありますけれども、実施しないならしないで放送もしていただきたいなということで思っております。皆さんコロナに関しては注射を2回実施しているわけでありましてけれども、でも大変これは心配されることであります。そのあたり教育長、説明して下さい。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

前田議員の質問にお答えします。まず、運動会についてですけども、いま非常事態宣言があつて、学校とも相談をしながらやったんですけど、やはりコロナの非常事態宣言が出る以前から学校は午前中、8時半から11時半を目途に開催していきたいと。

そして観客は父母のみという形で取り組んでいきたいということがありました。学校はしっかり感染対策を取って十分練習とか、そういう準備を進めています。また、宣言が20日です。運動会は27日(日曜日)にありますので、十分実行できるのではないかなと判断して、また、住民も予防接種を一週間やっていますので、そういう意味で実行していきたい。当然、感染対策をしっかり取ってやる。

ただ、心配なのは一つだけ、それぞれ学校の校長先生方、子どもたちは予防接種をしてないとはありました。ですから、そういう面をしっかりと一緒になって運動会するという事は、合同PTAとか、そういうのはなくなると思うんですけど、縮小ながらもぜひそういうことに学校は取り組んでいきたいなと思っております。

それとナイターソフトについては、大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、当初の予定は早めにやって、一週間前に監督会をして、2週間は検温、体調全部まとめてから最初やっていこうという予定でした。それが非常事態宣言が出てしまって心配をかけたんですけども、残念ながら参加チーム1チームだったので、今回はなしにしたいなと思います。

ただ、体協としてもコロナが落ち着いた時点では、ぜひ村全体を何かスポーツで盛り上げたいなという気持ちもありますので、様子を見ながら延期という形で今後取り組んでいきたいと思います。中止ではなく、また8月、9月、10月、もしできる機会があれば、そういう盛り上がりという意味でやっていきたいと思います。以上です。

議長(宮城安志)

8番、前田清議員。

8番(前田 清議員)

ソフトボールの件はよく理解しました。この時世ですから、できるだけ影響がない時期を見計らってするのも私も理解します。

運動会の件なんですけど、先程申し上げたとおり、運動会を開催すれば、やはり村関係者もそうですけど、観戦に来る方々も必ずいらっしゃるかと思えます。いま先程教育長がおっしゃっていましたように、15歳未満は注射してな

いのは確かなんですけど、いつどこでどういうふうに感染して、その場でみんなに感染して広がっていかなか注意を払わないといけないと僕は思うわけで、それでいま聞いてみたんですけど、できればこれもソフトボールと同じく時期を見計らってするという事で答弁すれば良かったなと、そういうふうに感じているところでありますけれども、そういうのはどんなでしょうか。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

お答えします。やはり子どもたちにとって行事、去年度もなくなってとって子どもたちが寂しい思いをしました。

ただ、学校というのは徹底して感染予防に努めています。ただ完璧ではありません。いつ起こるか、これも否定はできません。

ただし、子どもたちの日常的な体育の発表会だと、そういう意味で運動会は捉えています。

ですから、何もいろんな人が混ざる運動会ではなく、子どもたちがそこで見るとい形です。

ですから、子どもたちが観客と接する機会、いままでは一緒に演技をしたり、あるいは昼食をとったりする場も本当はあってほしいですけど、そういう場をなくしてでも学校としては子どもたちの活躍の場をみんなに披露したいという気持ちがありました。

やはり悩みましたけれども、学校と検討もしてきて、従来どおりやっていきたいなど、一週間延期するかどうかについてまた検討もしながら、いまのところやっていっている最中ですけど、とにかく学校としては、いろいろ行事が詰まっておりますので、そのまま27日（日曜日）に実行していきたいという考えで、感染対策をきちんとして、また地域とのその日の接触をきちんと分けて徹底するという事でいいのではないかとということで許可をしました。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

29 ページ、衛生費の中に備品購入 1,400 万円もあり、かなり大きな額だと思うんですけど、何の備品なのか教えて下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。29 ページにございます 1,430 万円の予算計上しております備品購入については、油圧ショベルを購入する予定です。平成 29 年度に沖縄県の方で一括交付金を活用しまして、離島の廃棄物処理の問題と言いましょうか、それを解決しようという事業がスタートしました。今年度は、最終年次にあたっております。

令和 2 年度にモデル事業の申請がございまして、本村、申請しましたところ、モデル事業の導入ができました。それを活かして、今年度、油圧ショベルを導入して、当面の目標としましては、最終処分場に仮置きしております混合分の分別処理を行う予定です。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

パワーショベル購入というのはわかりました。このパワーショベルに関してですけど、大きさとか、アタッチメントとか、それに適したものも一括で購入予定なんですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。バケットの大きさとして 0.4 です。通常言われている 0.4 の油圧ショベルを購入する予定です。装備としましては、標準の装備に加えて、粗大ごみなどを掴むバケットと言いましょうか、それを付ける予定でございます。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

わかりました。購入するなら廃棄物適用のAttachmentsとかいろいろあるので、このものにあつたものしかないと思うので、そういったものを一緒に揃えた方がいいと思います。今後も検討して下さい。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

私も地方創生交付金の件について、先程東江議員からもあつたんですけど、22 ページをお開き下さい。もう一度2 件だけ確認させて下さい。

22 ページ、今回、今年の確か三次補正をそのまま今年度の予算にのっけていた、4 項目のうち、今回、補正は2 項目、地域応援プレミアム、そして医療体制、まず1 点、先程のプレミアムの件の確認してみたら、いまおっしゃるように5,000 円、2,500 円減額して半額になったということですが、ただそれだけの説明だったんですけど、実績と言いましょか、実際、何名ぐらいだったのか、枚数ですよ、そういったことから、これ以上はできなかったのかどうかということをおひとつ確認させて下さい。

というのは、これだけの減額になっているわけですから、予算2,500 万円ぐらい当初歳入予定だったわけです。それがいま1,200 万円ぐらいが減額という形になっていたこと、さらにもっと時間をかけて村民に知らせることができなかったのかどうか。それ以上いかなかったのかどうか。そのことを確認します。

それと2 点目に細節を見たら医療強化体制のことだと思うんですけど、12 節委託費のユニットハウス設計委託ですが、これは私なりに判断してみたら、例のユニットハウスのことでしょうか、そのあたりを説明していただきたいと思います。当初説明あつたユニットハウスというのは、感染者が出た場合の建物に関することなんでしょうか、別のことなんでしょうか、そのあたりを説明していただきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。この事業はいま現在進めていて、7月から販売を開始しようかなという予定なんですけど、まず発行冊数、5千円券、5,000冊です。5千円で1万円分、2冊が5千円なので、住民2冊まで買えるという形でやっているんですけど、当初は5千円を払って7,500円の商品券を買うということだったんですが、いまは買いやすいように値段も半分にしたんですけど、2,500円で5千円分の商品券が買える。2冊というと5千円で1万円分の商品券が買えるということ、その分2,500円は村民が手元から払う負担が少なくなったということで、この1,250万円の雑収入が減ったということです。それで歳出の負担金も住民から取ったものを払う必要がないので、その分減額になったということです。

販売については、今後7月以降考えております。以上であります。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。ユニットハウスの件に関しましては、いま議員がおっしゃるように濃厚接触者とか、そういった方が一時的に入居する施設、いま2棟予定していますけれども、当初、購入して設置するだけというふうな計画であったんですけども、やはり会計検査も入るということで、きちんとコンサルさんの方に委託をして、ちゃんと基礎から設計をして設置していきたいということで、今回計上させていただいております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

プレミアムの件、私は先程の答弁と同じになってしまって、東江議員は理解したのかどうか、私は理解できてないような感じがしたんですけど、要するに言いたいのは減額となった分をこれ以上は作れないということですか。要するに何枚作ったのか、そのあたりもいま聞いたと思うんですけど、5,000冊

と言うと、十分村民には行き渡る、あるいはそれ以上は無理でしょう。

当初予算はあったんですけども、減額して流用されている形でなっているわけですから、そのあたりは十分でしょうという形で2,500円は勿論ですけども、試算を多くしたのもわかります。この予算をもっとできなかったのかどうか、やってみないとわからないと思うんですけども、やってみて、これ以上は今後7月からもしスタートした場合、不足するとか、あるいは余るとか、それはわかりませんが、そのあたりはいま減額となっていたものですから、これ以上増やすことはできなかったのか、それを確認したかったわけです。

2点目の医療の方ですけども、診療所は場所的には同じ場所でいま計画して変更はないと思うんですけども、じゃ確認します。当初、診療所の近くだと思って私は言ったんですけど、場所はどちらでしょうか。そしてこれはいつ頃発注されて、いつ頃完成になっているか、そのあたりできれば一日も早くと私は思っているところであります。そのあたり答弁願います。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。実際、このコロナ交付金、交付金の額は減ってはいません。村民が負担する額が減ったということで、5,000冊というと、住民が2冊買うと、大体1,300の2倍ということで2,600ぐらいですか。これは状況をみてですが、一部は観光客向け、ただ緊急事態宣言が解除されない限りは住民への追加販売という形を考えております。5,000冊ぐらいが妥当ではないかなという判断で、この冊数にしております。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま議員が診療所の近くとおっしゃいましたけれども、それはおそらくコロナ感染と疑われる方を診療するコンテナ2台ありまして、もう1台は、消防団が対応するときに防護服とかを着脱するコンテナということで、その2台分の話だと思います。

いまのユニットハウスの件に関しては、いま現在、県の宿舎がございますが、その空き地の方に2棟設置する計画であります。以上です。

議長（宮城安志）

完成はいつ頃ですか。

総務課長（諸見直也君）

この予算が成立した後にコンサルさんに委託とかも含めて発注して、できれば年内までには完成できればと思っていますけれども、いろいろまた条件がありますので、はっきりいつとは申し上げられませんけれども、年内にはできれば設置したいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

プレミアムの件は了解しました。いまの医療体制は油断できない状況となっていますので、一日も早くそういった決定と言いますか最初からなさっておけば、そろそろ工事も入っていたかなと思ったりしたものですから、私が勘違いしたのかどうか新たに出たその2通りがあるということで理解しておきますので、一日も早くコロナに対する関係の対応等はやっていただきたいと思って、期限の方も決まったら早めにやっていただきたいなと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

21ページお願いします。2目の伊是名島定住条件整備促進事業、実施設計委託料646万8千円がなくなり、工事費が646万8千円、同じ金額となっていますけれども、説明の方をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。この事業は、臨海ふれあい公園の方に遊具設備を整備する工事なんですけど、今回、発注方式として設計施工の一括発注のプロポーザルで発

注を予定しております、それで工事の方で全額執行する形、一括発注するために、そちらに委託費を移動して発注する予定となっており、今回補正しております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第23号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第24号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第24号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,716万3千円とするものであります。

歳入につきましては、6款県支出金で103万4千円の増額、9款繰入金で

一般会計からの繰入金 2 1 8 万 3 千円の減額となっております。

歳出につきましては、1 款総務費で人件費の減、並びにシステム改修業務の増で 1 1 4 万 9 千円の減、9 款諸支出金で 4 1 万円の増、1 0 款予備費で 4 1 万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 3 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和 3 年 6 月 9 日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第 2 4 号・令和 3 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 4 号・令和 3 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5

議案第 2 5 号・令和 3 年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 2 5 号・令和 3 年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,240万4千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金で一般会計からの繰入金320万3千円の減、7款村債で10万円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で人件等により310万3千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年6月9日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・令和3年度伊是名村簡易

水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第26号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第26号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,860万5千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰越金で200万円の増額となっています。

歳出につきましては、2款事業費の維持管理費において汚水柵設置工事として200万円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年6月9日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

いま説明がありましたけど、汚水柵設置工事200万円、これ場所の方はどちらですか、説明の方をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。計上予算200万円の件数としまして4件見込んでおります。そのうちの2件が内花の単身用定住住宅、製糖工場の宿舎、季節工員用の宿舎、あと勢理客の製糖工場の季節工員の宿舎、あと民間から問い合わせが1件ありまして、それを予定として4件見込んでおります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第27号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第27号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ

れ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,245万6千円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰入金で一般会計からの繰入金2,500万円の減、6款繰越金で1,500万円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で人件費の減、並びに修繕費の増で162万8千円の減、2款船舶費で人件費及び修繕費で944万6千円の減、6款予備費で107万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和3年6月9日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

7ページの総務管理費の中の修繕費が220万円計上されていますけれども、船ではなく一般管理の方なんですけれども、これはどこの方を予定しているのか教えていただけますか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。現在、商工観光課の方で防災放送を放送できる体制で設備をしておりますが、そちらの機器の方が落雷と思われる事故で故障してしまって、向こうの方で、放送できないという状況が続いていまして、その修繕費として、今回計上しております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時11分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後4時12分）

令和3年第2回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和3年6月10日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和3年6月10日	13時59分	議長 宮城安志	
	閉会	令和3年6月10日	15時57分	議長 宮城安志	

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

6番	東江 源也	7番	伊禮 正徳
----	-------	----	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	書記	島 瑞紀
--------	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	兼元 清永
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	濱里 篤	商工観光課長	神田 宗秀
企画政策課長	前川 栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和3年6月10日

一般質問
伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則
沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望 決議
米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議
工事請負契約について

令和3年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和3年6月10日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問
2	発議第1号	伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則
3	発議第2号	沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望決議
4	発議第3号	米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議
5	議案第31号	工事請負契約について

令和3年第2回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
宮城義秀	集落の石垣修復について	村長
仲田正務	県道178号線(通称：仲田・伊是名線)及び村内道路沿いの景観対策について	村長
伊禮正徳	農業の振興について	村長
前田清	内花区宿泊交流施設整備の早期実現について	村長

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時

59分）

ただいまの出席議員は10人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

一般質問を行います。4名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

こんにちは。宮城でございます。これから一般質問、一番バッターとして読み上げて質問していきたいと思っております。

それでは、質問事項、集落の石垣修復について。本村では地域の歴史文化や自然環境などの貴重な景観を活かし、魅力あるしまづくり実現のため、「伊是名村景観条例」を制定し村並み保存に取り組んでいることは、大変意義ある重要な政策だと考えております。

しかしながら現状は、全集落が対象となっている景観形成活動（集落の清掃）にとどまり石垣の修復、保全活動等にはほとんど利用されておらず、石垣は毎年崩落し、美しい景観が失われつつあり、村民をはじめ郷友会の皆様からも他に対策はないのかなど、大変危惧する声があります。石垣の修復、保全活動が進まない大きな要因は、個人で修復の申請をしなければならないことであり、不在地主が多い本村ではその助成制度がわからず、申請されないことが一番の原因と思われまます。

そこで、清掃活動同様に個人で申請するのではなく集落で行うように制度を見直し、年度ごとに整備すれば、美しい村並みが保たれ、村の発展につながると思っておりますが村長の見解を伺います。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。

村では、景観法に基づき村民の共通の財産である良好な景観を守り育み、次世代へ受け継いでいくために、伊是名村景観計画を平成26年に制定し、将来の良好な景観形成へ向け古くて美しい伊是名の保全、再生、継承と新たな伊是名の創出を理念に各地域区分に分類し、それぞれの景観特性に合わせた景観形成方針を設定し、景観づくりを推進してきたところであります。

議員ご質問の集落の石垣修復についてであります。景観形成の推進にあたっては、行政だけで取り組めるものではなく、地域住民と一体となった共同の取り組みが必要不可欠であります。

地域住民等の主体的な景観づくりを促進するための助成金制度を平成26年度に創出しておりますが、議員ご指摘のように当該地主に対しての周知広報を図るなど、支援制度の啓発が十分ではないということが起因して、制度の有効活用がされていないのが現状であります。

今後におきましては、助成金制度の検証を行い、運用改善等を検討しながら、その効果が十分に発現できるよう魅力ある景観づくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ただいま村長からもこれから検証して制度のあり方について検討するという事をおっしゃってございましたけれども、まず企画課長の方にお尋ねしたいのですが、現在、補助金交付要綱の方が平成27年度から設置されてスタートしていると思うんですけども、これが実際に交付された年度、これには3つの交付の制度があったと思いますけれども、その各々が何件ずつ実際には利用されているのか、その利用の実績の方をまずお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。景観形成活動ということで、団体助成の方が平成26年度に2件交付して、それ以後は5件と現在まで続いております。

一方、景観形成の赤瓦の補助金、石垣の補助金については、平成28年度に赤瓦助成の方が1件あって、石垣の助成については、いまのところ実績はございません。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま課長からあったように景観形成活動、5集落の清掃活動、この方が毎年20万円ずつ定額で村の方から助成されて、その効果は一定程度あるものと思っております。

そして赤瓦の助成が伊是名の方で1件あったのも承知しておりますけれども、伊是名と勢理客に設置されております景観村並み補助の中で、サンゴ石垣の修復保全につきましては0件だったと。その主な原因が村長からもあったんですけれども、不在地主等への周知、それももちろんあります。村内の方でもなかなかわからないということと、それから台風等で実際には道路に決壊した石垣、この助成を使って申請するそういう時間的な余裕がないわけです。崩れたら、すぐ直さないといけない。申請して、その結果を待って直すというふうなことにはならず、集落であったり、また親戚であったり、ボランティア作業でこれまでも直しております。

今日も議員の皆さん、課長も伊是名の集落の石垣で、つい一週間ほど前に親戚の那覇の方がお金を出して石垣の積み替えをしております。

こういうことで、実際にこの制度がわからずに個人で直したり、そういうことで、村が目指している村並み保存、その景観形成にあたって、本村では業務報告、それからガイドラインの政策など、どうすればいいかということを経に23年度、景観基礎調査から始まり、制度

の補助金交付の設定までに27年と4年間もかけて、その制度づくりをやってきたんですけれども、これがうまく利用されていないという現状、そしてまた残念なことには、このフクギ並木、この方、ガイドラインの中では高さ10メートルから12メートル、そういうふうにガイドライン等もちゃんと示されておりますけれども、そういうのが集落の方にも周知されていない。

また、個人もこうこう制度があるのを十分に認識していない。これは我々議員もその周知させることを怠っているのではないかなと反省もしておりますけれども、わざわざ村長が目指すものを3年、4年もかけて作って、補助金も該当させようということでも頑張っているにも関わらず、これが利用できない。

これから調査とか、そういうことではなく、ぜひ、この制度の見直しをすれば、今年からでも十分にできると。

いま実際に石垣の積み替えをやったり、そういうことが実際に起こっているわけですよ。郷友会の皆さんは自分の親戚のものだけでも、個人で出して村に迷惑をかけてはいけないと、そういう意気込みで、いま保全、島のためにということをやっていると思うんですけれども、そういった郷友会の皆さんの島に対する熱い思い、そういったものを考えてみれば、今年9月までには交付要綱等を見直せば十分に対応できるのではないかと思うんですけれども、これは企画課長に補助金交付要綱の別表の方を村長さんの方に見ていただいて、その申請の中でサンゴ石垣の設置については、75万円の限度額等が示されております。

なので、これは個人申請ではなく、集落が景観保全のために部落の方で申請をし、そして毎年定額、ある一定程度、例えば今年は50メートルを実施したいと、そういう定額制度に切り替えるだけでどんどん進んでいけると思うんです。

そんなに大きな費用もかからないと私は思うんですけれども、これをまずは検証してからというのではなく、ぜひ今年中に、実際に申請できずに個人のお金でどんどん進んでいる。こういうことについて再

度、企画課長の方から制度の見直し等について意見をお願いいたします。

議長（宮城安志）

答弁に入る前に少し休憩します。

休憩 午後 2 時 1 4 分

再開 午後 2 時 1 4 分

議長（宮城安志）

再開します。

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。ただいま議員から質問があった景観形成助成交付要綱の別表があるんですけども、その中でいろいろ交付率とか、助成限度額が示されてございます。これは景観形成措置というものが赤瓦であったり、石垣の設置であったりとなっています。

要綱上は、これは関係者が行うものとなっております。各関係者というのは、いわゆる地権者だったり、家主だったりだと想定しております。

それと景観形成活動というのがありますが、これは現在、条例上登録することになっているんですけども、これは5集落登録されております。これで集落の方に定額の助成を流して、景観活動、花を植えたり、清掃活動等をやってもらっております。

この見直しについてですけども、推進していく上では、ぜひ交付可能といいますか、議員質問のように利用しやすいような形にもっていったら推進しやすいのかなと思っております。

この中身、前から精査しながら早急と言いましょうか、今年中には何とかやっていきたいなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

前川課長、有難うございます。今年中にはということで少しだけ

ほっとしたところもあるんですけども、ぜひ9月補正あたりまでには頑張っていたきたいなと思っております。

このサンゴテーブルの石垣というのは、私がインターネット等で調べてみたら、県の方が出している沖縄県の古い町並みという紹介の中で、伊是名、伊平屋、それから石垣市の白保地区等においてテーブルサンゴの石垣があると、その他は、琉球石灰岩の石なんです。

そういったことで県の方でもテーブルサンゴを利用した石垣というのは全国的にも3市村といいますか、そのぐらいでしか紹介もされていないと、本当になかなかないようなものでございます。

特に八重山の白保地区におきましては、サンゴの石垣を復活させる運動ということで積極的にサンゴの村を設立し、海のサンゴの保全と、それからサンゴの石垣の復活を積極的にするというところで、市あげて、この白保地区をあげて、この景観に取り組んでいるということもあります。

向こうはなくなったものを積極的に復活するというところまでやっておりますので、伊是名村には幸いにして、勢理客と伊是名に美しいサンゴ礁の石垣が残っております。

ただ、これがいま保存状態が悪く、年々崩れております。村長が目指す報告書の中にもありますように、これは次の世代に残すべき大変貴重な歴史の文化財だと私も思っておりますので、ぜひ、早急なる取り組みと言いましょか、そういうことで村長にもぜひ早急に対応できるよう、再度意気込みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ただいま宮城議員から大変貴重なご質問、また提言をいただきまして、有難うございました。

実は、平成4年に教育委員会の方で公民館の前の通りから内側、いわゆる内村を特別地区に指定をして、村並み保存地区指定にしよう

いうことで提案をし、そして教育委員会の方でこれを進めてきた経緯があります。

当時の区長さんを中心に地主の方々の同意を得て進めてきました。これは伊是名の内村、銘苧家を中心にしてアマイ、そして御殿、それからヌールドウンチ、シジャヌヤーというふうにして銘苧家を守るような形で形成をされている。しかもこの集落は石垣やフクギが非常に整然として往年の姿を残していると、ぜひ、ここを特別地区として指定をして、保存をし、そして他の地域に波及効果させようといった経緯がございます。

いまのご質問のように、私たちがぜひ残された資源を大事にして後世に伝えていきたいということでもありますので、要綱等を見直しながら、早急にこれができるように努力をしてまいりたいと考えています。
議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、大変素晴らしい心意気でありますので、ぜひこれが早急に見直されて、伊是名、そして勢理客の石垣を修復保全し、美しい村並みがまた復活できるようにお願いしたいと思います。

特に、伊是名集落におきましては、日大の篠崎教授と、それから東京工業大学の藤井教授の研究チームが学生と一緒に3年間、伊是名村にいまして、字伊是名村の方の空き家の調査、それから1軒1軒のお家の調査、そしてこういう石垣の崩れた状況等、そういったのも村の方に報告書として既に提出されておりますので、その箇所を見ながら毎年の事業計画、整備計画も作るのが容易だと思います。

また、いま石垣を修復する経験者が少ないということで、石垣の積み方もなかなかわからずに、その技術の継承もこれもまた一つの大きな問題だと思っておりますけれども、この方も日大の学生たちが作業場等を造って、石垣の積み方、こうすれば石垣は崩れないんだよ。テーブルサンゴは、こういうふうに積めば美しくなるんだよというふうな石垣を積もうよということで、学生たちがそういったことも作成して、

村の方に提供しております。

こういった東京工業大学や日大の建築学科などが技術的な面からもサポートした報告書もありますので、ぜひ、これらをうまく活用して、早急に石垣やそういうそこにも負けないような歴史のあるこの島をもっともっとピーアールできるように、ぜひ早急なる事業の展開ができるように私は要望しまして、私の質問は終わります。以上です。
議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

次に、3番仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

皆さん、こんにちは。通告書を読み上げて質問をさせていただきます。

質問事項、県道178号線（通称：仲田・伊是名線）及び村内道路沿いの景観対策について。

質問の要旨、県道178号線（通称：仲田・伊是名線）は、仲田港と伊是名集落を結ぶ唯一の幹線道路であり、その周辺には、小・中学校及び役場、郵便局、その他多くの公共施設が点在している。この道路は東道と呼ばれ村民及び帰省した郷友の方、観光客等沢山の方が通ることは村長もおわかりかと思いますが、最近島を訪れた郷友の方が伊是名集落に行く際に支援センターから山田ダム入口付近を通ったときに、以前は前方に屋那覇島、沖縄本島及びコバルトブルーの海が見れたが、今現在モクマオウ等の木が県道沿いに生い茂り以前のような絶景な景色が見られず景観を損ねている状況です。

又、この道路の周辺には水田もありますが、水田の法面もギンネムや雑木等が生い茂り、せっかくの景観を損ねている状況です。村長は、令和元年7月1日の村政施行80周年記念事業の一環として歌碑の建立を県道沿いに行っています。この歌碑の中には以前の風景が描かれ非常にきれいだと感じました。折角歌碑を建立しておりますので観光の一環として伐採をし処理を行い、そこに描かれた風景に少しでも近づけるようにと考えますが、村長の見解を伺います。

又、このような場所が他にないか村内を調査し早急に対処し郷友の皆様及び観光客の皆様が非常に美しい島だったと感じてもらえることだと私は考えますが、村長はどのように考えますか。よろしく願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

仲田正務議員のご質問にお答えいたします。県道178号線は、仲田港を起点に伊是名集落まで延びる総延長2.7キロメートルの村の主要幹線道路の一つであります。

本線は、物流や通学路としての役割を担うほか、銘苅家や神アサギなどの貴重な文化遺産へのアクセスに欠かせない観光道路としての役割も担っております。

先程、歌碑のご質問もありましたように、この周辺をぜひ観光、あるいはまた文化の村として多くの方々に楽しんでもらうためにも、議員ご質問にありますモクマオウ等の伐採については、本線を維持管理する県土木事務所と調整をし、連携しながらモクマオウ等の撤去に取り組んでいきたいと考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

前向きな言葉有難うございます。昨日の村長の行政報告の中でもありました4月20日、本村建設事業協会西会長より、令和3年度より地域活動として公共施設等の維持管理への協力の取り組みとして、排水路等の土砂上げ、モクマオウ、雑木伐採等々が要望書の中に盛り込まれていますので、早い時期に要請した方が良いのではないかと思います。

また、7月、9月となりますと、新年度の工事も発注され、また定期的に暑い中での作業となり、熱中症の心配もされますので、早めの調整が必要だと思っておりますので、ぜひ早急に要請の方、よろしく願い

します。

また、建設課長にちょっとお伺いします。いま現在、県道の方は建設課長でよろしいですか、確認します。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。村長の答弁にもございましたとおり、議員質問の通告があつて、即北部土木事務所と調整に入りました。はっきりした結果はまだされてないんですが、毎年いただいております委託金を活用して、ただ、それには条件もございます。道路敷の境界、あるいは土地の境界、そこら辺を確認、調整しながら、現在いただいている委託金を活用して伐採に取り掛かっしていきたいなど。

先程、議員からご提案がありました、村の建設業協会さんからの活動支援ということの要望も承っておりますので、その辺も視野に入れながら、できれば早く景観のいい、また、県道の維持に努めていきたいなと思っております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

先程も歌碑建立のお話をしましたけれども、歌碑の中にある絵は本当に素晴らしく、見たら松並木が県道沿いにあつて、いまこれが全部ギンネムが茂っている状況ですので、この歌碑の絵と見合うように素晴らしい景観対策の方をよろしくお願いします。

また、そのことは別に村内幹線道路や景色の良い道路で妨げになっている樹木は早く取り除いて、美しい島を村民皆様で推進していければと思っております。

また、昨日前に主管課の建設課長にもどこどこありますよということをお話していますので、また、こちらも猛暑日になる前に熱中症対策とかもありますので、ぜひ早めの対応をよろしくお願いいたします。以上、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、仲田正務議員の質問は終わりました。

次に、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、皆さんこんにちは。令和3年第2回一般質問通告書を読み上げていきます。

それでは、質問事項、農業の振興について。

質問の要旨、国は所有者不明土地問題の解消に向けて、不動産登記法、相続登記義務化を政令で定める予定とある。村の地権者は不在地主と被相続人が多数を示す。未相続は村未買収や農地担い手事業等への影響、また相対売買用地は移転未登記が多くトラブルも聞かれます。今後、農地紛争も懸念される。相続義務化で既登記が進めば抱える課題等の解消に大きく期待される。以下伺います。

1. 農地流動化の推進及び相続登記義務化への支援。（1）村の土地総所有者と不在地主数、未相続数を伺います。

（2）未相続用地は担い手農家の流動化事業の斡旋にも支障を及ぼしていると推測される。相続義務化は用地問題の解消に大きく期待されるが相続人が権利義務を承継する登記に意欲を出せる村としての支援対策を検討できないか見解を伺います。

2. 農地「土壌分析週間」土壌分析で土づくり強化対策。

（1）農産物の増産は、村土づくり支援事業堆肥補助の投入効果が発現していることは、高く評価されます。農家はキビ目標増産に向け栽培技術の普及研修等も実施されている。

しかし土壌分析を殆ど活用しないと聞きます。県農業改良普及課伊是名駐在と連携した土壌分析を強化し、土質診断結果による土づくり改良で地力増強に繋がれば、さらに増産で所得向上も見込まれると思われ。村として農家支援策の見解を伺います。村長、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、伊禮正徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の農地流動化の推進及び相続登記義務化への支援の中の（1）村の土地総所有者数と不在地主数、未相続数については数字をあげて総務課長の方から答弁させることといたします。

（2）についてお答えいたします。ご案内のように不動産の登記関係の業務は、国の業務であり、登記の申請や変更については、個人申請が原則であるということは議員ご理解のとおりであります。

そのことを踏まえて相続登記の支援についてであります。村では従来から地権者の方々から問い合わせがあるときに、相続登記の手続き等についてご説明申し上げるとともに、早期の相続が費用的にも安価であることもあわせて説明してきております。

そのような形で促していくことが流動化に資することであるというふうに考えております。

議員のご質問にあります支援については、どのような支援を想定されておられるか承知はしておりませんが、村としましては、これまで行ってきた手続き方法等の説明がベストな支援だというふうに考えているところであります。

2点目の農地「土壌分析週間」土壌分析で土づくり強化対策、ご質問の（1）についてお答えいたします。

これまで農家支援策として農作物の増産のため、優良繁殖牛導入補助、堆肥購入補助、病虫害防除助成、優良種苗の導入事業等々、数々の農家支援を現在も行ってきております。

ご質問にあります土壌分析についても毎年実施するにあたり周知しているところでありますが、分析に応じていただける農家数が非常に少ないのが現状でございます。今後とも関係団体と協力しながら分析の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは私の方から正徳議員の1点目の農地流動化の推進及び相続登記義務化への支援のうちの（1）村の土地総所有者数と不在地主数、未相続数についてお答えいたします。

村内の土地、いまおっしゃる所有状況については、総務課の方で管理している住民情報システム、固定資産税から抽出したデータをもとに申し上げますと、総所有者数が約1,800人余り、不在地主が700人余りとなっております。

次の未相続数に関しては、登録情報のみで確認することしかできませんので、名義人の方から私共の方で推測するにあたり、およそ総所有者の約4割の方が未相続ではないかと思われれます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、再質問に入りますけれども、3点ほどの重点的な質問でありましたが、今回、再質問をする前に少しだけ皆さんにお願いがあります。

今回、担い手農家や相続登記関係、また農地の土壌分析等の3点の質問となっておりますが、私は今回、農業関係に関する質問は初めてですけれども、行政の方で土地改良整備事業、用地登記業務関係、いろいろ携わってきたのが30年間の間で約15～16年ぐらい経験した経緯がありまして、当時の状況、現在の状況、それに向けていろいろ議論しながら農業発展のためにと申して質問を交わしております。

特に先程の相続関係に関しては、重々村長が申し上げたとおり、個人的財産権に関わる問題と思えます。

しかし、過去を遡ると、行政の方でも未相続登記関係に関しては、事業等々に相当な影響を及ぼし、力を入れていろいろこれまでもやってきた経緯もありまして、何とかして相続の方、また国の動きもありましたものですから、今回の質問を交わしていますので、少しだけそ

のような状況を踏まえて、私の気持ちとして今回質問しますので、ご理解されてひとつ答弁の方を再度再確認したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目の総所有者とか、土地の件は、今回参考のために質問してはいますが、実は平成11年当時、私、用地関係をしておりまして、農業委員会関係の方から発表したものですが、総所有者が変わっているかどうか、それを確認するためだったんですけれども、当時、総所有者は1,746人、不在地主が860名、49%、そして未相続がいま4割と言っていましたけれども、624件、36%、大体4割ぐらいですか。数字の方は少々のはずれはあるんですけれども、正確な数字かどうか、大体似ている、あまり変動ないという形になっています。

そういうことで特に未相続関係が約600件ぐらいはあるということでもあります。

そして1の2の方に行きます。今回、農業振興についての就農関係の方ですけれども、担い手農家の育成に関わっている農林水産課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、現在、農業担い手関係の方が毎年予算化もされていろいろ頑張っていて、若手の皆さんを育成しようということをやっていますけれども、そこに関する影響とか、少ない現状は重々承知していますけれども、皆さんが一生懸命頑張っていることは承知しています。

今回、ちょっと気になったのは相続関係とか、そういったことにもかなり影響しているのではないかなと私は思ったりして、2点ほどその中で答弁お願いします。

実際、担い手事業を推進するにあたって、支障はどういったのがあるのか。そして設定するにあたって相続関係にもそういったことはないかどうか、ひとつお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。近年、担い手、新規就農という立場で申し上げますと、大体2～3年に一人生まれるかどうかということでもあります。

その新規就農される方々に農地を斡旋していく段階で、概ね島外にいらっしゃる地主、あるいは地権者の方が大多数であります。その方々に斡旋という形で相談する場合も案件としてございますが、なかなかその方々、村内にいる親戚には預けますと、見知らぬ方にはなかなか預けないという従来の考え方がまだ動かなくて、最近、制度が変わって農地中間管理機構という組織が出来上がりまして、そこが不在地主、あるいは未相続等の土地を一手に借り受けて、村内で希望される方に間を取りもって貸していくという制度もございますが、それにもすべての方が応じていただけているわけではないです。理由は、村内に親戚が預かっていますということがメインの要因であります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま聞きましたら、いろんな事情があるということで、いま私の調査では、約200名ぐらいいると思います。

いま課長が答弁したとおり、農業委員会、そして水産課の方では、農業担い手の斡旋も進まない事情をいま申し上げていました。島外からの縁故関係者、友人等が小作、島の方ではやっているという現実もあります。

私は、これを別に否定するものではありません。農業者が増えれば、年齢問わずやってほしいというのがいま村の状況であります。いまほ場内には相対売買等とか、そして用地、換地された、買った方の用地に土地がたくさん現在小さいのが点在しているのは重々承知しております。いま話したことは、たぶんそういうことだと思います。相続登記もされてない、売買、移転登記もされてない。こういったことで相続が進んでない状況であります。

そのことを一歩でも、二歩でもぜひ少なくしようというのが私将来

に向けてのということでもあります。

特に国が最近相続登記を24年、3年後に義務化をするということ
を大々的に報道されたのは、皆さんご承知だと思います。

これまでよりかなり私は軽減されると、私なりには思っていますけ
れども、そこでいろんな規則等々も見たら、もし怠った場合は罰金を
課すとか、そういったことまでも書いてあるし、それがまた無理でし
たら国に没収されると、いろんなことが想定される感じがしてしま
います。

そういうことが出てきますので、一日も早く、この2～3年の間に
対策を取らなければと私は思って、先程、村長はどういったことが支
援なのかということでも私の方から聞きたいと思っているはずですが
れども、これまでも皆さんは用地係も設置されて、そして農業委員会
も一緒に相続登記とか、未買収用地とかに現在も頑張っていることは
重々承知しています。

特に相続関係に関しては、島外の方が既に三世の時代となっている
現状であります。私、いま2～3件ぐらい抱えて、実際、相談あつた
りしている状況で、大変なことになるなとつくづく思っています。

その辺りを皆さん、私が冒頭に申し上げたとおり、今後は相続をさ
れる方々に一日も早く相続をする意欲を出せるようなこと、いまほつ
たらかしされています。土地関係、そういう感じになっているのが未
相続600件の方々ほとんどです。

そのことをぜひ、いままで同様、さらに強化して、その所有者に対
して私たちの事業がスムーズに進むように相続の方に職員配置を強
化するとか、あるいはこれ以上に強化をして、手助けとなるような事
業とか、一括交付金等々、そういったことに挑戦するのもいいのでは
ないかなと私は思ったりしていました。そういうことは発想なかった
でしょうか。ひとつお伺いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。議員の質問については、よく理解はできますが、あくまでも個人の財産ですので、個人の財産権を侵さないという範囲で一括交付金を活用して、そういうことができないかということで検討はしております。

まだ事業化まではなっておりませんが、採択を受けられることになれば、そういうお手伝いもしたいなと思っております。

その内容としましては、あくまでも個人の財産ですので、資料等は個人が準備していただくと、その申請書類だとか、遺産分割協議書だとか、そういうものを代行で作って本人にお返しすると。

申請は、あくまでも本人だという内容で事業化できないか検討しております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

そのような形のことも考えているということ大変心強く思っております。私も個人的なことは重々承知しています。しかし、40～50年来遡ること、伊是名村、相続登記はいまのところ増えていく一方です。私はそう見えています。

ですから、20年経過して、最近こうして見ていると、さらに多くなっているような感じがします。

ですから、これから先、私たちの農地の事業に対してもいろんなことが出てくるはずですから、権利に踏み込んでいくとか、そういったことではありません。いままでどおりやっていることを強化して、さらに職員が少しでも手助けできるような形を取るということです。

ですから、支援とか、お金とか、そういったことでは全く考えていませんので、ご理解されて下さい。

そういうことで、農地斡旋事業とか、未相続用地の解決にはより以上の取り組みをお願いして、この質問は以上終わりたいと思います。

次に進みます。土壌分析についてですけれども、過去2～3年受けられた農家数、もしご存じでしたら教えて下さい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。2～3年というご質問でありましたが、大体平均して毎年20名前後であります。その分析を受けていらっしゃる方は、自己申請ではなく、毎年申請人はゼロです。行政側からどうですかと促しているのが平均20名程度です。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

土壌分析の方も先程申し上げたんですけど、私、10年近くもいろいろやって、当時は工場の方で役場職員、委員、そして工場職員、関係者農家揃って1週間、10日ぐらいかけて殆どの農家がやってきた状況でありまして、しかし、それが全くなくなったことは寂しく思っています。

それで約20名等々は毎年やってはいるんですけども、私、2～3年前にも自分のものはやっています。今後もやっていこうと思っている状況ではあるんですけども、何かしらどうしたことなのかなとつくづく思ったりしております。

当時、土地改良整備をするにあたって、元の土地改良の表土に戻るのが10年と言われて、農家の方にはいろいろ指導してきたつもりですけども、そのことをなかなか理解してくれないのは本当に残念だと思っております。

どうして土壌分析を農家が受けないか、そのあたり少し調査したことはありますか。どういった原因だと思っておりますか。お願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。土壌分析に農家さんが応じていただける方が少ない、あれはゼロだという原因は、土壌分析の目的が水素イオンの測

定が主な内容でありまして、いわゆる地力と言われる肥料の3要素は、それが主たる目的になっていないものですから、ペーハーの管理を農家さんにお知らせするという程度のレベルであります。であるので、農家さんは農協で販売している化成肥料とかを投入するということで、肥料の3要素の年間分は畑に投入できるという形でありますので、要素の不足が発生するという事は考えられないので、その土壌分析は必要ないと思われている可能性はあります。

また、作物もその化成肥料を投入するという事で、例年どおりの反収を受けることができるということで、あえて土壌分析というものには応じていないのかなと考えられます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

私もその件に関してはいろいろ調査してみました。農家の方々を集めまして、まず一つの原因は、改良剤などもいままで指導員から指導を受けたら、あれこれと改良して、どういった改良剤を投入しなさいとか言われても、これ以上経費がかけられないというのが実際あるみたいで、率直に言いまして必要性はないという声もあります。

しかし、せっかくやっている状況ですので、その辺りは私は別に補助をして下さいとか、そういうことではありません。いま農業に関しての補助金というのは村の何十万という補助金が出ていることは承知している中、そのあたり農家の皆さんに粘り強くできるような形をぜひ取っていただきたく思います。

最後になりますけれども、堆肥散布状況、土壌分析と関連づけしたことを話していますが、今後の目標、特にさとうきびの話をしていましてけれども、目標が2万5,000トンとなるんですけれども、過去30年間のことも全部調べてみました。2万5,000トンに達したことは30年余りで4回あります。

2万トン超えが何回かあるんですけれども、私は今年の反収を見ても5.5トン、これが1トン上げることによって、相当な面積が伊是

名村には十分あります。そういうことも考えて、ぜひ、そういった土づくり関係を農家の方にもっともっと推進して、農家の方に認識してもらい、土壌分析に力を入れてもらって、そして反収アップにひとつ努力されることを、いろいろ機会を設けて、農家の皆さんの場も設けてざっくばらんな話もできる感じにもっていけるよう、いまさとうきび生産組合の方もあると思いますので、そのあたりぜひ和気あいあいとできる形にもって行って、ぜひ土壌分析の方に力を入れていただきたいと考えていますので、県下の皆さんも頑張っていますので、協力を取ってぜひお願いしたいと思いますので、そのことで近いうち、たぶん6月月間だと思います。これは私聞いてみたんですけど、週間だけではないと思いますので、通年通して検査はできるはずですから、そのあたり、今年まず何月に週間が予定されるか、それをひとつ確認して最後の質問としますので、そして今後のこと、農家の方にどのようにやっていくか、お願いしたい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。今年の予定は、6月後半を予定しております。実際に防災行政無線等で周知する予定ではありますが、定期的な分析以外もご本人様が持ってくれば、JAさんの北部の地区本部にその分析装置がありますので、そこに行政として、あるいは北部の農業改良普及駐在員と相談しながら、どちらかで届けるとか、そういういろいろな手はありますが、できたら定期の方に申し込んでいただければ助かります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ぜひ、共に頑張っていきたいと思いますので、頑張りましょう。よろしく申し上げます。以上です。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、8番前田清議員。

8番（前田 清議員）

皆さん、こんにちは。質問の趣旨を読み上げて質問に代えたいと思います。

内花区宿泊交流施設整備の早期実現について。

全国的に新型コロナウイルスによる感染拡大の中ではございますが、再度内花区宿泊交流施設整備が早期に実現できないか質問します。

私は、これまで定例会において内花宿泊交流施設の整備が出来ないか幾度となく質問してきましたが、これまでの回答はどの事業でできるか検討中としていきたいとのことの回答でありました。

そのことについて、誠実に検討しているのか、進捗状況を教えてもらいたい。地元集落においては、いち早く建設委員会を組織して取り組んできた経緯もありますが、実現に至っていないのが大変残念であります。

そこで村長に伺いますが、村長の政策からすると、その施設整備が図れる時期は具体的にいつ頃になるのか、率直に伺いたい。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、前田清議員のご質問、内花区宿泊交流施設整備の早期実現について、お答えいたします。

内花区の宿泊交流施設につきましては、以前から幾度となくご質問をいただいております。

本施設の事業化に向けて平成28年度より一括交付金を活用して基本設計を実施しております。

翌29年度において一括交付金の特別枠を活用し、実施設計、建築工事と予定をしておりましたが、未採択となり、その後のメニュー検討で北部振興事業、離島活性化事業を活用して事業化を目指してきましたが、二つの事業とも採択できず、現在に至っております。

今年度は、令和4年度の新規採択地区として農林水産省の事業メニューを活用して、事業採択できないか、県と調整をしているところでもあります。

施設の規模としましては、のべ床面積が500平米以内で計画しているところがございますので、議員におかれましては、いましばらくの間、時間をいただきますようお願いをいたします。

なお、採択の可否については、令和3年8月頃、県が採択するか否かという判断が下されるというふうになっております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

再質問をします。しっかり村長お答えしておりますが、実際にいま28年、29年、基本設計までのぼりつめて、いざ実施設計、採択までその勢いでいくのかなと思って区民もあげて喜んでいたところでもありますけれども、なかなかそれが現在でも説明のとおり実施に至っていないというのが大変残念なことでありますが、いま村長お答えしたように、どのメニューで本当に一番早くできそうなのか、そちらの方ではメニューもいろいろ摸索して案は持っているかと思っております。僕は察しておるところであります。そのあたりはどんなですか。ちょっと説明していただけますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。一括交付金の基本設計の後に離島活性化事業で一度チャレンジエントリーさせていただいておりますが、事業要件、最終で不採択という形になりましたが、あと北部振興事業でも一度その当時乗っけて、断念し、昨年再度また北部振興事業で再エントリーをしております。

いま村長から答弁ありました8月頃の採択の可否というものは、農水省の事業でまたエントリーもしているところです。その8月の可否

についての農水省のメニューについては、農村集落基盤再編・整備事業という農水省のメニューがありまして、補助率が85%、地元が15%という補助率の事業でいまエントリーをして、何度かヒアリングをしているところなんですけど、その経緯と今後の予定を申し上げたいと思います。

スタートは、本年の2月に1回目の事業ヒアリングを行っております。2回目が6月、今月ヒアリングを終えたばかりというところです。

3回目が来る8月に3度目のヒアリングを行って、その月ないし、明るく月の前半には県の判定会の方で議論いただいて、採択するか、否かの判定を下すという予定になっています。

事業の内容としましては、先程村長の答弁にあったとおり、500平米以内、そして事業の条件なんですけど、年間の利用日数が150日以上、そのうち農水省のメニューですので、75日以上、農水関係の利用をしていただくということが前提条件になっています。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

それに向かって事業に取り組んでいる内容的なものを説明受けましたが、実質、いま村長からあったように、令和3年8月ですか、その採択に向けていま取り組んで頑張っていらっしゃるということなんですけど、実際に見込みはありそうですか。

というのは、過去にこれまで何回も何回も事業が基本設計も確定して、いざ実施設計、採択まで、その要件を満たそうとする手前でみんな流れてしまったような格好になっていますけど、今度こそはどうなんでしょうかね。僕もそういうところも不安で、実は地元の方からもいつこれができるんだろうと、そういう感情的な話も多々この頃出ているところではありますけど、それはさて置いて、実際にこの事業が本当にできるのかできないのか、その辺り率直に聞いてほしいと、それで今回の質問は手短かに、村長の政策の中の範囲において、本当にいつ頃なのか。そのぐらい深刻に話して聞いた方がよろしいんじゃない

いかという住民の声もありました。

それであえて聞いておるわけでありますので、実際どうでしょうか。今年の8月、その見通し、手ごたえはどんですか。そこだけ村長、本当に本音で聞かせてくれませんか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

内花区の宿泊交流施設整備については、議員ご承知のとおり、これまで北部振興事業、当初、農林水産省の事業ということで走りましたが、それがなかなか厳しいということで、北部振興事業でお願いをしましたところ、これも大変採択要件が厳しいと。

そしてさらに離島活性化事業ということで取り組んできましたが、なかなか要件を満たすことができなかつたということで、これまでやってきた経緯がございます。

しかしながら、地域の方々の強い要望もありますので、何とかこれを採択させて実現させたいという思いを込めて、今度、農林水産省の事業でいま取り組んでいるところであります。

これが実現できるかどうかということについては、先程申し上げましたように、いま県といろいろと調整をして、作業を進めているところであります。国に折衝して、それが実現できるように、私共も最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

8月の可否については、いまのところ私たちもどうというはっきりした明言はできませんけど、しかしながら、その実現に向けて一生懸命努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時18分

議長（宮城安志）

再開します。

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

いろいろと詳しい内容は、ぎりぎりの状態という気がしたところがありますが、ぜひ採択に村長含め、職員も網羅して、いち早く実現至るように頑張っていただけならなと思っております。これも長々と私も議員政策を打ち出して、訴え続けてもう9カ年になるかと思えますけれども、村長がおくみいただいて何とか実現に努力をされているということでもありますので、ぜひ今度こそは実現するように心から期待したいと思っております。

最後に、副村長は地元で言うと、組織の中の一員でも建設委員会だったと記憶しておりますが、そのあたり気持ちは、一方、仕事は仕事さておいて、地元の業務以外でもサポートなり、また、知恵、アイデアを出しながら職員にアドバイス、支援をして、いつできるか僕は強く思うところもありますけど、そういったところをまた副村長どのようにお考えですか聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

内花区宿泊交流施設の建設については、長年、要望があつてなかなか実現していないということについては、本当に心を痛めているところでもあります。

区民として私も委員会に参加したことはありますけれども、区民としては本当に早めにやって、実現してほしいというその思いもあります。

業務としては、担当課中心にいろいろどの事業がいいのかということで、結構これまで何回も試行錯誤しながら取り掛ってきてはおりますが、なかなか採択要件にマッチしないということでの取下げもあつたりして、現在に至っているところでもあります。

今後も職員が頑張っていけるようにフォローしながら、協力しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

村長はじめ、副村長、職員の熱い思いも十分理解しました。ぜひ、おっしゃっていた期限内で実現ができるように最大の努力をされて、地元区民の皆さんが喜ばれるように、そういう環境を作っていただくようお願いしたいと強く要望して、私の質問は終わりたいと思います。以上になります。

議長（宮城安志）

これで、前田清議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

休憩します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時39分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2

発議第1号・伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

読み上げていきたいと思います。

発議第1号

令和3年6月9日

伊是名村議会議長 宮城安志 殿

提出者 伊是名村議会

議会運営委員長 東江克伸

伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

提案理由、伊是名村議会会議規則第2条 欠席届の取扱に関し昨今の社会情勢を勘案し、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備すると共に、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものである。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

お諮りいたします。本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第1号・伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号・伊是名村議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第3

発議第2号・沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

発議第 2 号

令和 3 年 6 月 9 日

沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう
求める要望決議

提出者 東江清和
賛成者 伊禮正徳
賛成者 前川秀和

会議規則第 14 条第 1 項の規定により、議会の議決を得たいので提出いたします。

決議書を読みます。

発議第 2 号

沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに
使用しないよう求める要望決議

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1 5 9 3 名の氏名が刻印されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨や命の尊さを確認し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した今でも戦没者の遺骨収骨が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上到底許されるものではない。

よって、本会は、下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること
以上決議する。

令和3年6月9日

提出先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
防衛大臣宛
沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長

伊 是 名 村 議 会

以上、決議する。

議長（宮城安志）

お諮りします。本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第2号・沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号・沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要望決議は、原案のと

おり可決されました。

日程第 4

発議第 3 号・米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

発議第 3 号

令和 3 年 6 月 9 日

伊是名村議会議長 宮 城 安 志 殿

提出者 伊是名村議會議員 東 江 源 也

米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出します。

なお、意見書を読み上げて趣旨説明といたします。

米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議

昨年末以降、慶良間諸島、本島北端の辺戸岬、大宜味村上空、金武町沖等で、米空軍嘉手納基地所属MC 1 3 0 J 特殊作戦機による低空飛行が相次いでいる。

我が国固有の領土である尖閣諸島の領有権をめぐり中国が今年 2 月に「海警法」を施行するなど、緊迫化する尖閣情勢をにらんだ訓練増による、あらたな県民の負担が懸念される。

沖縄防衛局関係機関から「米軍に対して、航空機の運用にあたっては、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を尊重するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限度にとどめるよう申し入れを行っている。引き続き米側と連携を図りなが

ら、今後とも安全面に最大限の配慮を求めて、地元の皆様に与える影響を極力小さくなるように求めてまいりたい。」との説明がなされているところである。

しかしながら、米軍の訓練空域ではない民間地上空での米軍航空機の低空飛行は県民の平穏な生活を乱し、県民の不安と懸念は一層強まっている。

よって、本会は、県民の生命と財産、平穏な生活を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

1. 米空軍機による傍若無人な低空飛行を中止すること。
2. 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する

令和3年6月9日

提出先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣宛

沖縄及び北方対策担当大臣

沖縄防衛局長

駐日米国大使・在日米軍司令官・在日米軍沖縄地域調整官

第353特殊作戦群司令官・在沖米国総領事

伊 是 名 村 議 会

以上です。

議長（宮城安志）

これで説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第3号・米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第3号・米軍航空機の低空飛行に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第31号・工事請負契約について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第31号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので（昭和22年法律第67号）地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 1億1,770万円
4. 契約の相手方 沖縄県浦添市牧港1丁目64番17号
株式会社 明成建設
代表取締役 知念 章

令和3年6月10日提出

伊是名村長 前田政義

提案理由

伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事の請負契約の締結については地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、請負契約書の写し、工事概要等については添付されております。よろしくお願いします。

議長(宮城安志)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

討論を省略いたします。

これから議案第31号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

6月9日から2日間の日程で行いました、令和3年第2回伊是名村

議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和3年第2回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会（午後3時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員